



(B) 資金の使用に関する方針

1. **ライオンズクラブの資金獲得事業を通して得た資金に関する一般方針。** 公衆から募って得た資金は、公衆と、ライオンズクラブが奉仕する地域の利益のために使われなければならない。国際会則及び付則ならびに法人定款（協会の根本規則）は、認証を受けたいかなるクラブも、個々のクラブや会員の営利を追求しない形で運営されるべきであると定めている。したがって、公衆から得た資金の純益は、一部たりとも、ライオンズ会員、その他あらゆる個人または団体の私益となるべきではない。この方針は、クラブがライオンズクラブ国際協会の目的に適うよう指針を与えるためのものである。資金の適切な使途を決定する際に鍵となるのは、一般社会への透明性を考慮し、ライオンズが活動する地域での信頼を構築することである。ライオンズの資金の使い方は、ライオンズが活動する各管轄区域の諸法および税制度に従っていなければならない。
 - a. **公衆／事業資金の定義。** 公衆から獲得した資金とは、公衆を対象とした事業からの収入の純益、公衆からの献金、遺産贈与、および公共資金の投資から累積した資金である。
 - b. **運営資金の定義。** 運営資金とは、会費、ファイン、広告収入、レンタル料などを通じてライオンズ会員から集められた資金、その他ライオンズ個人からの拠出金である。こうした資金は、公共事業のために利用してもよいし、例会や大会の開催費、法人設立費、監査費、ニュースレター、会報、その他クラブおよび／または地区の活動費や運営費など、ライオンズ内部の目的に用いてもよい。
2. **資金獲得活動の直接経費。** 公共資金獲得事業実施のための直接経費については、事業の収益から差し引いて、事業実施のため支出した運営資金に充当してもよい。
3. **ライオンズ所有財産。** ライオンズクラブまたは地区が所有する財産の使用料として獲得した資金の純利益の一部は、次の指針に基づき、当該所有財産の運営および管理経費に充てることができる。
 - a. **公共の目的のための財産利用。** 公共の利益のために財産を利用する際には、当該財産の運営および管理経費を公共資金から支払ってもよい。
 - b. **運営目的での財産利用。** ライオンズの利益のために財産を利用する際には、当該財産の運営および管理経費は運営資金から支払わなければならない。
 - c. **混合の財産利用。** ライオンズ所有財産が公共とライオンズ運営の両方の目的で使われる場合には、当該財産が公共の目的のために利用される割合に応じた経費を公共資金から支払ってもよい。例えば、「ライオンズクラブ会館」が 20% の割合で公共のために使用されている場合、施設の管理・運営にかかる経費の 20% を公共資金で賄うことができる。
4. **政治活動。** ライオンズクラブおよび地区（単一、準または複合）は無党派の慈善団体であり、地方自治体、都道府県、国家、あるいは海外の公職選挙の当選者または候補者を支援・支持するために公共資金または運営資金を提供することはできない。